

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）について」に対する意見書

[宛先] 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室 御中

[団体名] 健康保険組合連合会

[〒・住所] 〒107-8558 東京都港区南青山1-24-4

[電話番号] 03-3403-0989

[ファクシミリ番号] 03-3423-9173

[意見]

健保組合・健保連は、今回の省令改正案について、政府が決定した平成23年度当初からの「レセプト原則オンライン化」の基本方針を事実上撤回するものであり、賛成しがたい。

レセプトオンライン化は、医療保険制度全体の業務効率化の推進や医療の透明化、医療サービスの質の向上等につながるもので、是非とも推進すべきものとする。

厚生労働省においては、レセプトオンライン化本来の意義を再認識し、下記の観点から、既定方針及びスケジュールに沿って実施すべきであり、少なくとも医療保険者に対しては電子レセプトで100%提供される体制整備の担保など必要な対策を講じるべきである。

## 記

一、 レセプトオンライン化のスケジュールは、18年4月の省令改正により定められ、十分な準備及び周知期間を設けていたはずである。さらに、対応困難な医療機関等に対しては2年間の猶予や代行請求を可能とする措置を講じてきたにもかかわらず、残り一年半を切ったこの段階でオンライン請求義務の免除若しくは猶予する対象を拡大することには問題が大きい。

一、 今回の省令改正案は、既定方針及びスケジュールに則して対応してきた多くの医療保険者や医療機関等に対し行政施策の公正・公平を欠く措置であり、看過できるものではない。

一、 健保組合・健保連は、18年度以降システム開発などの基盤整備を進めるとともに、レセプトオンライン化に向けて、レセプト点検の効率化、電子レセプトデータにもとづく医療費分析、保健事業への有効活用など加入者にとってメリットある事業展開について検討、準備を進めてきたが、今回の省令改正等によりレセプトの電子化の進展が阻害され、これらの取組みによる十分な効果が期待できなくなる。

以上